



四季のうつろいが美しいさつぽろ

春・白い花がまぶしいキタコブシ

夏・爽風にゆれるリラの花

秋・カツラの黄葉と甘い香り

冬・雪に鮮やかなアカエゾマツの葉



実践編

第5章 みち 道路づかい便利帳

・ 窓口・問い合わせ先	.....	44
・ 関係法令の解説	.....	46
札幌市の規制緩和について	.....	47
・ 沿道カルテ	.....	50
・ 課題解決に向けたヒント集	.....	56

	内 容	窓 口	電話番号
申請・協議 (行政機関)	道路占用に関すること(国道)	北海道開発局札幌開発建設部 札幌道路事務所管理課 (豊平区水車町1丁目)	811-2261(代)
	道路占用に関すること(市道)	中央区役所土木部維持管理課 (中央区北12条西23丁目SDC北12条ビル2階) (中央区土木センター内)	614-1800(代)
	道路使用(交通規制等)に関する こと	中央警察署交通第一課 (中央区北1条西5丁目)	242-0110(代)
	食品営業許可等に関すること	中央保健センター生活衛生担当課 (中央区南3条西11丁目) (中央保健センター内)	511-7221(代)

	内 容	窓 口	電話番号
相談等 (行政機関)	道路占用(国道)に関すること	北海道開発局札幌開発建設部 札幌道路事務所管理課	811-2261(代)
	道路占用(市道)に関すること	札幌市建設局管理部道路管理課	211-2452
	都心まちづくりに関すること 都心交通に関すること	札幌市市民まちづくり局 都心まちづくり推進室	211-2692
	商業振興に関すること	札幌市経済局産業振興部 産業振興課	211-2352
	中央区のまちづくりに関すること	中央区役所地域振興課	231-2400(代)
	大通公園周辺のまちづくりに関 すること	大通公園まちづくりセンター	251-6353
	消防隊の通行その他消火活動に関 すること	中央消防署警防課	215-2130(代)

道路の活用に関して、

問い合わせ先や相談窓口が不明な場合は、下記までご連絡ください。

札幌市 市民まちづくり局 都心まちづくり推進室  
札幌市中央区北1条西2丁目 電話番号 211-2692

ここでいう「都心」の範囲は、「北8条通と南4条通、石山通、創成川通で囲まれた範囲」(さっぽろ都心交通計画の対象範囲)です。

	内 容	窓 口	電話番号
地域の取組 (商店街等)	南1条通の活用 (西1丁目～西4丁目)	一番街商店街振興組合 南一条地区開発事業推進協議会	241-2551 261-0151
	西2丁目線の活用 (南4条～南大通)	二番街商店街振興組合	251-1501
	西3丁目線の活用 (南4条～南1条)	札幌三番街商店街振興組合	222-4263
	駅前通(大通以南)の活用 (南4条～南大通)	札幌四番街商店街振興組合	231-5475
	駅前通(大通以北)の活用 (北大通～北5条)	札幌駅前通振興会	241-0181
	狸小路の活用 (西1丁目～西7丁目)	札幌狸小路商店街振興組合	241-5125
	地下街の取組	札幌地下街商店会	251-7600
	シャワー通りでの活用	札幌シャワー通り商店街	219-0185
	プロムナードでの活用	さっぽろプロムナード運営協議会 事務局	231-5475 (四番街商店街)
	町内会	本府地区町内会連合会 中央地区町内会連合会	251-6353 (大通公園まちづくり センター)
	都心にぎわいづくりに関 すること	札幌TMO事務局 (にぎわいづくり <sup>ちゅうしんくら</sup> 中心倶楽)	231-1122(代)
	都心交通研究会の取組 (荷さばきや、道路の魅力 向上等)	札幌TMO事務局 札幌市市民まちづくり局 都心まちづくり推進室	231-1122(代) 211-2692

	内 容	窓 口	電話番号
運輸関係	バスに関すること	社団法人 北海道バス協会	621-4161
	タクシー・ハイヤーに関す ること(タクシーベイや 通行止め等の相談)	社団法人札幌ハイヤー協会	561-1173
	トラックに関すること	社団法人 札幌地区トラック協会	751-4231
	市営交通に関すること	札幌市交通局総務課	896-2708

道路を活用する時は、法律による制限をうけます。

関係する法令には「道路法」や「道路交通法」などがあります。これらの法令は円滑な交通の確保や、歩行者の安全性を確保するために必要な規程です。

道路を使用する際は、これらの法令をよく理解した上で、遵守することが求められます。

### ①道路法による道路占用許可

#### 【道路法】

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。



- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
  - 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
  - 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
  - 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
  - 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
  - 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
  - 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
  - 2・3 (省略)
  - 4 第1項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものがある場合においては、第2項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。
- この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第1項又は第3項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

道路法第32条の許可を得ることが可能となるのは、第1項に掲げられているものに限定されています。

このことは、基本的に道路空間は公共的空間であり、特定の者に利益をもたらすような占有は認められないことを意味しています。しかし、オープンカフェでの飲食提供といったサービスの提供は、より魅力的な空間づくり・まちづくりに非常に効果的な手法の一つです。国内でも道路を利用したオープンカフェなどのニーズは高まっています。

今後、公共性・公益性・平等性との兼ね合いを考えるとともに、具体的な運営形態、ルールづくりなど、その実現方法を考えていく必要があります。

## 札幌市の規制緩和について

札幌市では、市民、企業、NPO等と一体となった協働によるまちづくりを一層進めていくため、さまざまな規制を見直す「札幌に元気とにぎわいを創出する規制改革実行プラン」を平成15年7月に策定しました。

道路・公共空間は、この「規制改革実行プランの」の対象の一つであり、区長による特定区域について、地元との合意に基づくローカル・ルールづくりを行うことや、道路占用基準を緩和するなど、その有効活用を進めることとしています。

この「規制改革実行プラン」に基づき、ベンチ・テーブルなどの休憩施設の設置や作品展示、大道芸などのパフォーマンスを実施し、多くの人が集い、憩い、歩いて楽しい空間を創造することにより、まちのにぎわいづくりを目指します。

### [ 規制改革実行プランの基本方針 ]

- 1 区における「にぎわい軸」づくりを促進し、多中心核都市構造の形成を図る。
- 2 市民活動の発表の場として公共空間を開放し、活力ある地域づくりを進める
- 3 違法駐車、放置自転車等の地域課題の解決に向けたローカル・ルールづくりを図る
- 4 道路占用に係る区長権限を強化する

### [ 規制改革実行プログラム ]

#### 区長による特定区域の指定

区内の「にぎわいの軸」として、道路空間を含めた公共空間を活用したイベントの展開や文化・歴史等を生かす景観づくりを進めようとする地域を区長が指定する（以下、「区特区」という）。

#### 区長権限による道路占用許可基準の緩和

区特区内の「にぎわいストリート（仮称）」では、『管理から活用へ』の基本方針のもと、道路占用許可基準を道路現況に応じて緩和することとし、これを区長の権限とする。

#### 市民・地元・行政による「（仮称）区特区運営協議会」の設置

区と地元により公共空間活用のローカル・ルールのガイドラインを定めるとともに、区特区の運営を円滑にするため、市民・地元・行政による（仮称）「区特区運営協議会（にぎわいコミッション）」を設置する（都心部のTMOに相当）。

また、交通管理者（北海道警察）に対する道路使用許可申請については、区長名もしくは連名で行う。

#### にぎわいづくりコーディネーター派遣事業の創設

市民・地元・行政をつなぐコーディネート機能及び運営協議会の事務局機能を強化するため、「にぎわいづくりコーディネーター（仮称）」を派遣する事業（都心部のTMOアドバイザーに相当）について検討していく必要がある。

②道路交通法による道路使用許可

道路使用許可の根拠法である道路交通法では「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資すること」がその目的となっています。

【道路交通法】

(道路の使用の許可)

第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可(省略)を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者



道路使用許可が必要です



危険を防止し道路使用許可を!

- 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為(注①)で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者
- 2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。(注②)
- 一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
  - 二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。
  - 三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがあるが公益上又は社会の習慣上やむを得ないものであると認められるとき。(注③)

【注意書き】

・注①

その行為自体が道路において行われると否とを問わず、その行為が行われることによって、通常、道路に人が集まり、その結果一般交通に危険を生じさせ、又は、一般交通の妨害となるおそれがあるもののことをいう。

(同法解説)

・注②

「許可をしなければならない」とは、許可基準に該当するものである場合は必ず許可を与えなければならないということで、許可権の発動について恣意的な裁量を排除したものである。

(同法解説)

・注③

公益上又は社会の習慣上やむを得ない行為は、交通の障害があつてもこれを許可して適法に行わせる方が適當であるという場合に該当する(同法解説)

### ③食品衛生法の概要

屋外で飲食物を提供する場合には、店舗内の厨房で調理した食品を屋外に設置した客席で提供するオープンカフェ方式や、客席を設けないテイクアウト方式、自動車を用いた形態などがありますが、いずれも、基本的に食品衛生法に基づく許可が必要になりますので、食品を提供する場合には、事前に保健所にご相談ください。

屋外での飲食の提供は、虫の混入のおそれや、風によるほこり等の問題が伴うことも軽視できません。食品衛生法の「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止」するという目的にかなった飲食の提供が求められます。

